

★ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例（条例第四十八号）（道路企画課）

一 制定の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第五号）において、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部が改正され、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を条例で定めることとされたことに伴い、必要な事項を定めた。

二 条例の内容

1 定義

この条例で使用する用語は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二条、道路交通法第二条第一項（第四号及び第十三号に限る。）及び道路構造令第二条で使用する用語の例による。

2 歩道の基準

- (一) 道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）には、歩道を設けるものとした。
- (二) 歩道の有効幅員（歩道、自転車歩行者道、立体横断施設（横断歩道橋、地下横断歩道その他の歩行者が道路、軌道、一般自動車道又は交通の用に供する通路その他の施設を横断するための立体的な施設をいう。以下同じ。）に設ける傾斜路、通路若しくは階段、路面電車の停留場の乗降場又は自動車駐車場の通路の幅員から、縁石、手すり、路上施設若しくは歩行者の安全かつ円滑な通行を妨げるおそれがある工作物、物件若しくは施設を設置するために必要な幅員又は除雪のために必要な幅員を除いた幅員をいう。以下同じ。）は、道路法に基づく道路の構造の技術的基準等を定める条例（以下「道路構造条例」という。）第十二条第三項に規定する歩道の幅員の値以上とするものとした。
- (三) 自転車歩行者道の有効幅員は、道路構造条例第十一条第二項に規定する自転車歩行者道の幅員の値以上とするものとした。
- (四) 歩道又は自転車歩行者道（以下「歩道等」という。）の有効幅員は、当該歩道等の高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定めるものとした。
- (五) 歩道等の舗装は、雨水を道路の路面下に円滑に浸透させることができる構造とするものとした。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
- (六) 歩道等の舗装は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとするものとした。
- (七) 歩道等の縦断勾配は、五パーセント以下とするものとした。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、八パーセント以下とすることができることとした。
- (八) 歩道等（車両乗入れ部（車両の沿道への出入りの用に供される歩道等の部分をい

う。以下同じ。)を除く。)の横断勾配は、一パーセント以下とするものとした。ただし、道路の構造、気象状況又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、二パーセント以下とすることができることとした。

### 3 歩道の縁石線等

(一) 歩道等には、車道若しくは車道に接続する路肩がある場合の当該路肩(以下「車道等」という。)又は自転車道に接続して縁石線を設けるものとした。

(二) 歩道等(車両乗入れ部及び横断歩道に接続する部分を除く。)に設ける縁石の車道等に対する高さは十五センチメートル以上とし、当該歩道等の構造及び交通の状況並びに沿道の土地利用の状況等を考慮して定めるものとした。

(三) 歩行者の安全かつ円滑な通行を確保するため必要がある場合においては、歩道等と車道等の間に植樹帯を設け、又は歩道等の車道等側に並木若しくは柵を設けるものとした。

(四) 歩道等(縁石を除く。)の車道等に対する高さは、五センチメートルを標準とするものとした。ただし、横断歩道に接続する歩道等の部分にあつては、この限りでない。

(五) 四の高さは、乗合自動車の停留所及び車両乗入れ部の設置の状況等を考慮して定めるものとした。

(六) 横断歩道に接続する歩道等の部分の縁端は、車道等の部分より高くするものとし、その段差は二センチメートルを標準とするものとした。

(七) 六の段差に接続する歩道等の部分は、車椅子を使用している者(以下「車椅子使用者」という。)の車椅子の転回に支障がない構造とするものとした。

(八) 二六の基準を満たす部分の有効幅員は、二百センチメートル以上とするものとした。

### 4 立体横断施設

(一) 道路には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所、高齢者、障害者等の円滑な移動に適した構造を有する立体横断施設(以下「移動等円滑化された立体横断施設」という。)を設けるものとした。

(二) 移動等円滑化された立体横断施設には、エレベーターを設けるものとした。ただし、昇降の高さが低い場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができることとした。

(三) 二のほか、移動等円滑化された立体横断施設には、高齢者、障害者等の交通の状況により必要がある場合においては、エスカレーターを設けるものとした。

(四) 移動等円滑化された立体横断施設に設けるエレベーターは、次に掲げる基準に適合するものとした。

(1) 籠(人に乗せ昇降する部分をいう。以下同じ。)の内法幅及び内法奥行きは、それぞれ百五十センチメートル以上とすることとした。

- (2) (1)にかかわらず、籠の出入口が複数あるエレベーターであつて、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる装置が設けられているものに限る。）にあつては、籠の内法幅は百四十センチメートル以上とし、内法奥行きは百三十五センチメートル以上とすることとした。
  - (3) 籠及び昇降路の出入口の幅は、(1)の基準に適合するエレベーターにあつては九十センチメートル以上とし、(2)の基準に適合するエレベーターにあつては八十センチメートル以上とすることとした。
  - (4) 籠内に、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けることとした。ただし、(2)の基準に適合するエレベーターにあつては、この限りでない。
  - (5) 籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていないことにより、籠外から籠内が視覚的に確認できる構造とすることとした。
  - (6) 籠内に手すりを設けることとした。
  - (7) 籠及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を設けることとした。
  - (8) 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けるととした。
  - (9) 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の開鎖を音声により知らせる装置を設けることとした。
  - (10) 籠内及び乗降口には、車椅子使用者が円滑に操作できる位置に制御装置を設けることとした。
  - (11) 籠内に設ける制御装置及び乗降口に設ける制御装置のうち視覚障害者が利用する制御装置は、点字を貼り付けること等により視覚障害者が容易に操作できる構造とすることとした。
  - (12) 乗降口に接続する歩道等又は通路の部分の幅及び奥行きは、それぞれ百五十センチメートル以上とすることとした。
  - (13) 停止する階が三以上であるエレベーターの乗降口には、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けることとした。ただし、籠内に籠及び昇降路の出入口の戸が開いた時に籠の昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合においては、この限りでない。
- (五) 移動等円滑化された立体横断施設に設ける傾斜路（その踊場を含む。以下同じ。）は、次に掲げる基準に適合するものとした。
- (1) 有効幅員は、二百センチメートル以上とすることとした。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、百センチメートル以上とすることができることとした。
  - (2) 縦断勾配は、五パーセント以下とすることとした。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、八パーセント以下とす

ることができることとした。

(3) 横断勾配は、設けないこととした。

(4) 二段式の手すりを両側に設けることとした。

(5) 手すりの端部の付近には、傾斜路の通じる場所を示す点字を貼り付けることとした。

(6) 路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすることとした。

(7) 傾斜路の勾配部分は、その接続する歩道等又は通路の部分との色の輝度比が大きいこと等により当該勾配部分を容易に識別できるものとする事とした。

(8) 傾斜路の両側には、立上り部分及び柵その他これに類する工作物を設けることとした。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。

(9) 傾斜路の下面と歩道等の路面との間が二百五十センチメートル以下の歩道等の部分への進入を防ぐため必要がある場合においては、柵その他これに類する工作物を設けることとした。

(10) 高さが七十五センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅百五十センチメートル以上の踊場を設けることとした。

(六) 移動等円滑化された立体横断施設に設けるエスカレーターは、次に掲げる基準に適合するものとした。

(1) 上り専用のもので下り専用のもをそれぞれ設置することとした。

(2) 踏段（人に乗せて昇降する部分をいう。以下同じ。）の表面及びくし板は、滑りにくい仕上げとすることとした。

(3) 昇降口において、三枚以上の踏段が同一平面上にある構造とすることとした。

(4) 踏段の端部とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により踏段相互の境界を容易に識別できるものとする事とした。

(5) くし板の端部と踏段の色の輝度比が大きいこと等によりくし板と踏段との境界を容易に識別できるものとする事とした。

(6) エスカレーターの上端及び下端に近接する歩道等及び通路の路面において、エスカレーターへの進入の可否を示すこととした。

(7) 踏段の幅は、百センチメートル以上とすることとした。ただし、歩行者の交通量が少ない場合においては、六十センチメートル以上とすることができることとした。

(七) 移動等円滑化された立体横断施設に設ける通路は、次に掲げる基準に適合するものとした。

(1) 有効幅員は、二百センチメートル以上とし、当該通路の高齢者、障害者等の通行の状況を考慮して定めることとした。

(2) 縦断勾配及び横断勾配は、設けないこととした。ただし、構造上の理由によ

りやむを得ない場合又は路面の排水のために必要な場合においては、この限りでない。

(3) 二段式の手すりを両側に設けることとした。

(4) 手すりの端部の付近には、通路の通じる場所を示す点字を貼り付けることとした。

(5) 路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすることとした。

(6) 通路の両側には、立上り部分及び柵その他これに類する工作物を設けることとした。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。

(ハ) 移動等円滑化された立体横断施設に設ける階段（その踊場を含む。以下同じ。）は、次に掲げる基準に適合するものとした。

(1) 有効幅員は、百五十センチメートル以上とすることとした。

(2) 二段式の手すりを両側に設けることとした。

(3) 手すりの端部の付近には、階段の通じる場所を示す点字を貼り付けることとした。

(4) 回り階段としないこととした。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(5) 踏面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすることとした。

(6) 踏面の端部とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により段差を容易に識別できるものとする事とした。

(7) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすることとした。

(8) 階段の両側には、立上り部分及び柵その他これに類する工作物を設けることとした。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。

(9) 階段の下面と歩道等の路面との間が二百五十センチメートル以下の歩道等の部分への進入を防ぐため必要がある場合においては、柵その他これに類する工作物を設けることとした。

(10) 階段の高さが三百センチメートルを超える場合においては、その途中に踊場を設けることとした。

(11) 踊場の踏幅は、直階段の場合にあっては百二十センチメートル以上とし、その他の場合にあっては当該階段の有効幅員の値以上とすることとした。

## 5 乗合自動車の停留所

(一) 乗合自動車の停留所を設ける歩道等の部分の車道等に対する高さは、十五センチメートルを標準とするものとした。

(二) 乗合自動車の停留所には、ベンチ及びその上屋を設けるものとした。ただし、そ

これらの機能を代替する施設が既に設置されている場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

## 6 路面電車の停留場

(一) 路面電車の停留場の乗降場は、次に掲げる基準に適合するものとした。

(1) 有効幅員は、乗降場の両側を使用するものにあつては二百センチメートル以上とし、片側を使用するものにあつては百五十センチメートル以上とすることとした。

(2) 乗降場と路面電車の車両の旅客の用に供する乗降口（以下「旅客用乗降口」という。）の床面とは、できる限り平らとすることとした。

(3) 乗降場の縁端と路面電車の車両の旅客用乗降口の床面の縁端との間隔は、路面電車の車両の走行に支障を及ぼすおそれのない範囲において、できる限り小さくすることとした。

(4) 横断勾配は、一パーセントを標準とすることとした。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(5) 路面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすることとした。

(6) 乗降場は、縁石線により区画するものとし、その車道側に柵を設けることとした。

(7) 乗降場には、ベンチ及びその上屋を設けることとした。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(二) 路面電車の停留場の乗降場と車道等との高低差がある場合においては、傾斜路を設けるものとし、その勾配は、次に掲げる基準に適合するものとした。

(1) 縦断勾配は、五パーセント以下とすることとした。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、八パーセント以下とすることができるととした。

(2) 横断勾配は、設けないこととした。

## 7 軌道

歩行者の横断の用に供する軌道の部分においては、軌条面と道路面との高低差は、できる限り小さくするものとした。

## 8 自動車駐車場

(一) 自動車駐車場には、障害者が円滑に利用できる駐車場の用に供する部分（以下「障害者用駐車施設」という。）を設けるものとした。

(二) 障害者用駐車施設の数は、自動車駐車場の全駐車台数が二百以下の場合にあつては当該駐車台数に十分の一を乗じて得た数以上とし、全駐車台数が二百を超える場合にあつては当該駐車台数に百分の一を乗じて得た数に二を加えた数以上とするものとした。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）の駐車のための自動車駐車場については、この限りでない。

- (三) 障害者用駐車施設は、次に掲げる基準に適合するものとした。
  - (1) 当該障害者用駐車施設へ通じる歩行者の出入口からの距離ができるだけ短くなる位置に設けることとした。
  - (2) 幅は、三百五十センチメートル以上とすることとした。
  - (3) 障害者用である旨を見やすい方法により表示することとした。
- (四) 自動車駐車場の自動車の出入口又は障害者用駐車施設を設ける階には、障害者が円滑に利用できる停車の用に供する部分（以下「障害者用停車施設」という。）を設けるものとした。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
- (五) 障害者用停車施設は、次に掲げる基準に適合するものとした。
  - (1) 当該障害者用停車施設へ通じる歩行者の出入口からの距離ができるだけ短くなる位置に設けることとした。
  - (2) 車両への乗降の用に供する部分の幅及び奥行きを、それぞれ百五十センチメートル以上とすることその他障害者が安全かつ円滑に乗降できる構造とすることとした。
  - (3) 障害者用である旨を見やすい方法により表示することとした。
- (六) 自動車駐車場の歩行者の出入口は、次に掲げる基準に適合するものとした。ただし、当該出入口に近接した位置に設けられる歩行者の出入口については、この限りでない。
  - (1) 幅は、九十センチメートル以上とすることとした。ただし、当該自動車駐車場外へ通じる歩行者の出入口のうち一以上の出入口の幅は、百二十センチメートル以上とすることとした。
  - (2) 戸を設ける場合は、当該戸は、幅を百二十センチメートル以上とする当該自動車駐車場外へ通じる歩行者の出入口のうち、一以上の出入口にあつては自動的に開閉する構造とし、その他の出入口にあつては車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とすることとした。
  - (3) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差がないこととした。
- (七) 障害者用駐車施設へ通じる歩行者の出入口から当該障害者用駐車施設に至る通路のうち一以上の通路は、次に掲げる基準に適合するものとした。
  - (1) 有効幅員は、二百センチメートル以上とすることとした。
  - (2) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差がないこととした。
  - (3) 路面は、平たんで、かつ、滑りにくい仕上げとすることとした。
- (八) 自動車駐車場外へ通じる歩行者の出入口がない階（障害者用駐車施設が設けられている階に限る。）を有する自動車駐車場には、当該階に停止するエレベーターを設けるものとした。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができることとした。

(九) (ハ)のエレベーターのうち一以上のエレベーターは、(七)の出入口に近接して設けるものとした。

(十) 屋外に設けられる自動車駐車場の障害者用駐車施設、障害者用停車施設及び(七)の通路には、屋根を設けるものとした。

## 9 便所

(一) 障害者用駐車施設を設ける階に便所を設ける場合には、当該便所は、次に掲げる基準に適合するものとした。

(1) 便所の出入口付近に、男子用及び女子用の区別（当該区別がある場合に限る。）並びに便所の構造を視覚障害者に示すための点字による案内板その他の設備を設けることとした。

(2) 床の表面は、滑りにくい仕上げとすることとした。

(3) 男子用小便器を設ける場合においては、一以上の床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を設けることとした。

(4) (3)により設ける小便器には、手すりを設けることとした。

(二) 障害者用駐車施設を設ける階に便所を設ける場合には、そのうち一以上の便所は、次に掲げる基準のいずれかに適合するものとした。

(1) 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房を設けることとした。

(2) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所とすることとした。

(三) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房を設ける便所は、次に掲げる基準に適合するものとした。

(1) 8(七)の通路と便所との間の経路における通路のうち一以上の通路は、8(七)の基準に適合することとした。

(2) 出入口の幅は、八十センチメートル以上とすることとした。

(3) 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段差がないこととした。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。

(4) 出入口には、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する案内標識を設けることとした。

(5) 出入口に戸を設ける場合においては、当該戸の幅は、八十センチメートル以上とし、当該戸の構造は、高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できるものとするものとした。

(6) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを有することとした。

(四) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房は、次に掲げる基準に適合するものとした。

(1) 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段差がないこととした。



- (2) 出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有するものであることを表示する案内標識を設けることとした。
- (3) 腰掛便座及び手すりを設けることとした。
- (4) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具を設けることとした。

#### 10 案内標識

- (一) 交差点、駅前広場その他の移動の方向を示す必要がある箇所には、高齢者、障害者等が見やすい位置に、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設その他の施設及びエレベーターその他の移動等円滑化のために必要な施設の案内標識を設けるものとした。
- (二) (一)の案内標識には、点字、音声その他の方法により視覚障害者を案内する設備を設けるものとした。

#### 11 視覚障害者誘導用ブロック

- (一) 歩道等、立体横断施設の通路、乗合自動車の停留所、路面電車の停留場の乗降場及び自動車駐車場の通路には、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを設けるものとした。
- (二) 視覚障害者誘導用ブロックの色は、周囲の路面との輝度比が大きいこと等により当該ブロック部分を容易に識別できる色とするものとした。
- (三) 視覚障害者誘導用ブロックには、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、音声により視覚障害者を案内する設備を設けるものとした。

#### 12 休憩施設

歩道等には、適当な間隔でベンチ及びその上屋を設けるものとした。ただし、それらの機能を代替する施設が既に設置されている場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

#### 13 照明施設

- (一) 歩道等及び立体横断施設には、照明施設を連続して設けるものとした。ただし、夜間における当該歩道等及び立体横断施設の路面の照度が十分に確保される場合において、この限りでない。
- (二) 乗合自動車の停留所、路面電車の停留場及び自動車駐車場には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、照明施設を設けるものとした。ただし、夜間における当該乗合自動車の停留所、路面電車の停留場及び自動車駐車場の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

#### 14 防雪施設

歩道等及び立体横断施設において、積雪又は凍結により、高齢者、障害者等の安全かつ円滑な通行に著しく支障を及ぼすおそれのある箇所には、融雪施設、流雪溝又は雪覆工を設けるものとした。

三 施行期日

平成二十四年十一月一日

★ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（条例第四十九号）（下水道公園課）

一 制定の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第五号）において、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部が改正され、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を条例で定めることとされたことに伴い、必要な事項を定めた。

二 条例の内容

1 定義

この条例で使用する用語は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律で使用する用語の例による。

2 一時使用目的の特定公園施設

災害等のため一時使用する特定公園施設の設置については、この条例の規定によらないことができる。

3 園路及び広場

(一) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する園路及び広場を設ける場合には、そのうち一以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

(1) 出入口は、次に掲げる基準に適合すること。

ア 幅は、百二十センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、九十センチメートル以上とすることができる。

イ 車止めを設ける場合は、当該車止めの相互間の間隔のうち一以上は、九十センチメートル以上とすること。

ウ 出入口からの水平距離が百五十センチメートル以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

エ オに掲げる場合を除き、車椅子を使用している者（以下「車椅子使用者」という。）が通過する際に支障となる段差がないこと。

オ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段差を設ける場合は、傾斜路（その踊場を含む。以下同じ。）を併設すること。

(2) 通路は、次に掲げる基準に適合すること。

ア 幅は、百八十センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、五十メートル以内ごとに車椅子が転回するこ

とができる広さの場所を設けたときに限り、幅を百二十センチメートル以上とすることができる。

イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段差がないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段差を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

エ 縦断勾配は、五パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、八パーセント以下とすることができる。

オ 横断勾配は、一パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、二パーセント以下とすることができる。

カ 路面は、滑りにくい仕上げとすること。

(3) 階段（その踊場を含む。以下同じ。）は、次に掲げる基準に適合すること。

ア 手すりを両側に設けること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

イ 手すりの端部の付近には、階段の通じる場所を示す点字を貼り付けること。

ウ 回り階段としないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

エ 踏面は、滑りにくい仕上げとすること。

オ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。

カ 階段の両側には、立上り部分を設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

(4) 階段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由により傾斜路を併設することが困難である場合は、傾斜路に代えて、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であつて高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものを併設することができる。

(5) 傾斜路（階段若しくは段差に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げる基準に適合すること。

ア 幅は、百二十センチメートル以上とすること。ただし、階段又は段差に併設する場合は、九十センチメートル以上とすることができる。

イ 縦断勾配は、八パーセント以下とすること。

ウ 横断勾配は、設けないこと。

エ 路面は、滑りにくい仕上げとすること。

オ 高さが七十五センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅百五十センチメートル以上の踊場を設けること。

カ 手すりを両側に設けること。ただし、地形の状況その他の特別の理由により

やむを得ない場合は、この限りでない。

キ 傾斜路の両側には、立上り部分を設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

- (6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備を設けること。
- (7) 特定公園施設のうちそれぞれ一以上及び修景施設、休養施設、遊戯施設、運動施設、教養施設、便益施設その他の公園施設のうち、当該公園施設の設置の目的を踏まえ、重要と認められるものに接続していること。

#### 4 屋根付広場

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する屋根付広場を設ける場合には、そのうち一以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(一) 出入口は、次に掲げる基準に適合すること。

- (1) 幅は、百二十センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、八十センチメートル以上とすることができる。
- (2) (3)に掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段差がないこと。
- (3) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段差を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

(二) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを有すること。

#### 5 休憩所

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する休憩所を設ける場合には、そのうち一以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

(一) 出入口は、次に掲げる基準に適合すること。

- (1) 幅は、百二十センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、八十センチメートル以上とすることができる。
- (2) (3)に掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段差がないこと。
- (3) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段差を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

- (4) 戸を設ける場合は、当該戸の幅は、八十センチメートル以上とし、当該戸の構造は、高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できるものとする。

(二) 利用者からの相談等に応じるためのカウンター（以下「カウンター」という。）

を設ける場合には、そのうち一以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造とすること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。

(三) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを有すること。

(四) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち一以上は、8(二)、(三)及び(四)の基準に適合すること。

## 6 野外劇場及び野外音楽堂

(一) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外劇場又は野外音楽堂は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 出入口は、4(一)の基準に適合すること。

(2) 出入口と(3)により設けることとされる観覧席及び(4)の基準に適合する便所との間の経路を構成する通路は、次に掲げる基準に適合すること。

ア 幅は、百二十センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとしたときに限り、幅を八十センチメートル以上とすることができるとができる。

イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段差がないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段差を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

エ 縦断勾配は、五パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、八パーセント以下とすることができる。

オ 横断勾配は、一パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、二パーセント以下とすることができる。

カ 路面は、滑りにくい仕上げとすること。

キ 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備を設けること。

(3) 野外劇場又は野外音楽堂の収容定員が二百以下の場合にあつては当該収容定員に五十分の一を乗じて得た数以上の、収容定員が二百を超える場合にあっては当該収容定員に百分の一を乗じて得た数に二を加えた数以上の車椅子使用者が円滑に利用することができる観覧席（以下「車椅子使用者用観覧席」という。）を設けること。

(4) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち一以上は、8(二)、(三)及び(四)の基準に適合すること。

(二) 車椅子使用者用観覧席は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 幅は九十センチメートル以上とし、奥行きは百二十センチメートル以上とする

らた。

- (2) 車椅子使用者が利用する際に支障となる段差がないこと。
- (3) 車椅子使用者が転落するおそれのある場所には、柵その他の車椅子使用者の転落を防止するための設備を設けること。

## 7 駐車場

- (一) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合には、そのうち一以上に、当該駐車場の全駐車台数が二百以下の場合にあつては当該駐車台数が五十分の一を乗じて得た数以上の、全駐車台数が二百を超える場合にあつては当該駐車台数に百分の一を乗じて得た数に二を加えた数以上の車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「車椅子使用者用駐車施設」という。）を設けなければならない。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きものを除く。）の駐車のための駐車場については、この限りでない。

- (二) 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 幅は、三百五十センチメートル以上とすること。
- (2) 車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、車椅子使用者用駐車施設の表示をすること。

## 8 便所

- (一) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。
- (2) 男子用小便器を設ける場合においては、一以上の床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を設けること。
- (3) (2)により設ける小便器には、手すりを設けること。

- (二) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち一以上は、(一)の基準のほか、次に掲げる基準のいずれかに適合するものでなければならない。

- (1) 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房を設けること。
- (2) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所とすること。

- (三) (1)の便房を設ける便所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 出入口は、次に掲げる基準に適合すること。
  - ア 幅は、八十センチメートル以上とすること。
- イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段差がないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段差を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

エ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する標識を設けること。

オ 戸を設ける場合は、当該戸の幅は、八十センチメートル以上とし、当該戸の構造は、高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できるものとする。

(2) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを有すること。

(四) (1)の便房は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段差がないこと。

(2) 出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識を設けること。

(3) 腰掛便座及び手すりを設けること。

(4) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具を設けること。

#### 9 水飲場及び手洗場

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する水飲場又は手洗場を設ける場合は、そのうちそれぞれ一以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものでなければならない。

#### 10 管理事務所

5は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する管理事務所について準用する。

#### 11 掲示板及び標識

(一) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する掲示板又は標識は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造とすること。

(2) 当該掲示板に表示された内容が容易に識別できること。

(二) 特定公園施設の配置を表示した標識を設ける場合には、そのうち一以上は、3により設けられた園路及び広場の出入口の付近に設けなければならない。

### 三 施行期日

平成二十四年十一月一日



★ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な信号機等に関する基準を定める条例（条例第五十号）（警察本部）

一 制定の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第五号）において、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部が改正され、交通安全特定事業により設置される信号機等に関する基準を条例で定めることとされたことに伴い、必要な事項を定めた。

二 条例の内容

1 定義

この条例で使用する用語は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び道路交通法で使用する用語の例による。

2 信号機に関する基準

次に掲げるいずれかの信号機であること又は信号機を設置する場所において次に掲げるいずれかの信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であることとする。

(一) 人の形の記号を有する青色の灯火、人の形の記号を有する青色の灯火の点滅又は人の形の記号を有する赤色の灯火の信号を表示する信号機であつて、次のいずれかに該当するもの

(1) 人の形の記号を有する青色の灯火の信号（以下「歩行者用青信号」という。）に従つて道路を横断し、又は横断しようとしている視覚障害者に対し、歩行者用青信号の表示を開始したこと又は当該表示を継続していることを伝達するための音響を発することができるもの

(2) 歩行者用青信号の表示を開始した時に当該信号に従つて道路の横断を始めた高齢者、障害者等がその横断を終わるため通常要すると認められる時間内に人の形の記号を有する赤色の灯火の信号の表示を開始しないもの

(3) 歩行者用青信号が表示された時において、当該表示が終了するまでの時間を表示することができるもの

(二) 交差点において他の信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であつて、歩行者用青信号に従つて歩行者又は自転車が道路を横断することができる場合において、当該信号機及び当該他の信号機のいずれもが、車両又は路面電車（交差点において既に左折又は右折しているものを除く。）が当該道路を通行することができることとなる信号を表示しないこととなるもの

3 道路標識に関する基準

反射材料を用い、又は夜間照明装置を施した道路標識であることとする。

4 道路標示に関する基準

次に掲げるいずれかの道路標示であることとする。

- (一) 反射材料を用い、又は反射装置を施した道路標示
- (二) 横断歩道であることを表示する道路標示であつて、視覚障害者の誘導を行うための線状又は点状の突起が設けられたもの

三 施行期日

平成二十四年十一月一日

★ 広島県防災会議条例の一部を改正する条例（条例第五十一号）（危機管理課）

一 改正の要旨

災害対策基本法の一部が改正され、新たに自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者が都道府県防災会議の委員に追加されたことに伴い、広島県防災会議の委員等の定数を変更した。

二 施行期日

平成二十四年十月十日

★ 広島県災害対策本部条例の一部を改正する条例（条例第五十二号）（危機管理課）

一 改正の要旨

災害対策基本法の一部が改正されたことに伴い、引用条項の整理を行った。

二 施行期日

平成二十四年十月十日

★ 職員の特殊勤務手当に関する条例及び広島県税条例の一部を改正する条例（条例第五十三号）（人事課）

一 改正の要旨

原子力災害対策特別措置法の一部が改正されたことに伴い、次に掲げる条例について引用条項の整理を行った。

1 職員の特殊勤務手当に関する条例

2 広島県税条例

二 施行期日等

平成二十四年十月十日から施行し、平成二十四年九月十九日から適用する。

★ 職員に対する賞じゆつ金の授与に関する条例の一部を改正する条例（条例第五十四号）  
（人事課）

一 改正の要旨

県が職員に対して授与する賞じゆつ金の額について、国の授与する賞じゆつ金の額等を勘案して改正を行った。

二 施行期日

平成二十四年十月十日

★ 広島県手数料条例及び広島県みつばち転飼条例の一部を改正する条例（条例第五十五号）  
（財政課）

一 改正の要旨

養ほう振興法の一部改正に伴い、次に掲げる条例について、引用する法律の題名を改正した。

1 広島県手数料条例

2 広島県みつばち転飼条例

二 施行期日

平成二十五年一月一日

★ 広島県産業廃棄物埋立税条例の一部を改正する条例（条例第五十六号）（税務課）

一 改正の要旨

産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルその他産業廃棄物の適正な処理に関する施策に要する費用に引き続き充てることを目的として、産業廃棄物埋立税の適用期間を五年間延長するとともに、産業廃棄物埋立税を循環型社会の形成に関する施策の費用に充てられるよう、税収の用途を改正した。

二 施行期日

規則で定める日



★ 広島県産業廃棄物抑制基金条例の一部を改正する条例（条例第五十七号）（循環型社会課）

一 改正の要旨

広島県産業廃棄物抑制基金を循環型社会の形成に関する施策の財源に充てられるよう、同基金の目的を改正した。

二 施行期日

規則で定める日

★ 広島県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例の一部を改正する条例（条例第五十八号）（医療保険課）

一 改正の要旨

国民健康保険法の一部が改正されたことに伴い、広島県国民健康保険調整交付金の総額及びその種類ごとの額を変更した。

二 施行期日等

平成二十四年十月十日から施行し、平成二十四年度分の広島県国民健康保険調整交付金の交付から適用する。

★ 広島県土砂の適正処理に関する条例及び広島県暴力団排除条例の一部を改正する条例（  
条例第五十九号）（森林保全課）

一 改正の要旨

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正に伴い、次に掲げる条例  
について、引用条項の整理を行った。

- 1 広島県土砂の適正処理に関する条例
- 2 広島県暴力団排除条例

二 施行期日

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律附則第一条本  
文に規定する政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

★ 広島県行政に係る基本的な計画の策定等を議会の議決事件等として定める条例（条例第六十号）

一 制定の理由

県行政の全般に係る基本的な計画の策定等を議会の議決事件等として定め、計画の立案段階から議会が積極的な役割を果たすことにより、県民の視点に立った透明性及び実効性の高い県行政をさらに推進するため、必要な事項を定めた。

二 条例の内容

1 議決すべき計画

(一) 知事は、県行政の全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画を策定し、又は変更（軽微なものを除く。）しようとするときは、その立案過程において策定の目的又は変更の理由及びその案の概要を議会に報告した上で、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第二項の規定に基づき、議会の議決を経なければならない。

(二) 知事は、前項の規定により議会の議決を経た計画を廃止しようとするときは、あらかじめ議会の議決を経なければならない。

2 報告すべき計画

(一) 知事その他の執行機関（以下「知事等」という。）は、県行政の各分野における政策及び施策の基本的な方向を定める計画（計画期間が五年未満のものを除く。）を策定し、又は変更（軽微なものを除く。）しようとするときは、その立案過程において策定の目的又は変更の理由及びその案の概要を議会に報告しなければならない。

(二) 知事等は、前項の規定により報告した計画を廃止しようとするときは、あらかじめその旨及び廃止の理由を議会に報告しなければならない。

3 実施状況の報告

(一) 知事は、毎年度、第二条の規定により議決を経た計画の実施状況を議会に報告しなければならない。

(二) 議会は、県行政の推進のために必要があると認めるときは、知事等に対し、前条第一項の規定により報告された計画の実施状況について報告を求めることができる。

(三) 知事等は、前項の報告を求められたときは、速やかに、当該計画に係る実施状況を議会に報告しなければならない。

4 知事への意見

議会は、本県を取り巻く社会経済情勢の変化等により、議決した計画を変更し、又は廃止する必要があると認めるときは、知事に対し、意見を述べることができる。

三 施行期日

平成二十五年四月一日